

任用条件概要（埋蔵文化財専門員）

職名	パートタイム会計年度任用職員
任用期間	令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
条件付採用	採用後1か月は条件付採用期間となり、当該期間の勤務実績等に応じて正式採用
職種	一般事務補助（埋蔵文化財調査補助）
業務上必須とする 資格・職務経験等	埋蔵文化財発掘調査の経験もしくは大学等で歴史学・考古学等を学んでいること。
業務内容	・埋蔵文化財包蔵地に係る各種届出書類の事務 ・届出に伴う立会、調査等の実施及び管理業務 ・埋蔵文化財及び出土遺物の調査研究業務 ・その他、課内業務補助
勤務地	筑西市役所（本庁舎）
勤務時間	・週5日勤務 ・1日7時間00分（午前8時30分～午後4時30分）
休憩時間	1日60分
休日	土日、祝日
休暇	・年次休暇（有給）10日 ※再度の任用により引き続き任用された場合は、勤務年数に応じて付与日数が加算されます。 ・特別休暇…有給のものと無給のもの有り
報酬等	・時給 1,293円 ・期末手当等 支給要件を満たした場合、正規職員の規定に準じて支給 ・費用弁償 通勤距離片道2km以上で、距離に応じて支給
報酬支給日	当月末締め、翌月20日払い
加入保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償
服務	地方公務員法における服務規定が適用され、これを遵守しなければなりません。守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務等が課されます。
分限・懲戒処分	職務に必要な適格性を欠く場合、法令違反・非行があった場合に分限処分・懲戒処分の対象となります。